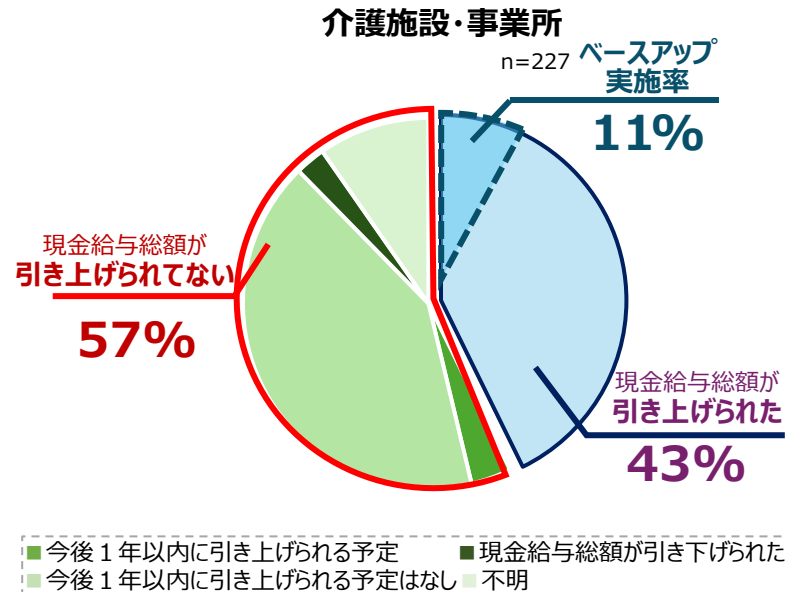


参考資料1 介護領域の施設・事業所における3療法師の「賃上げ」の実態

- 調査名：リハビリテーション専門職団体協議会（3団体） 令和7年度賃上げに関する実態調査
- 調査期間：2025年7月1日～2025年7月15日

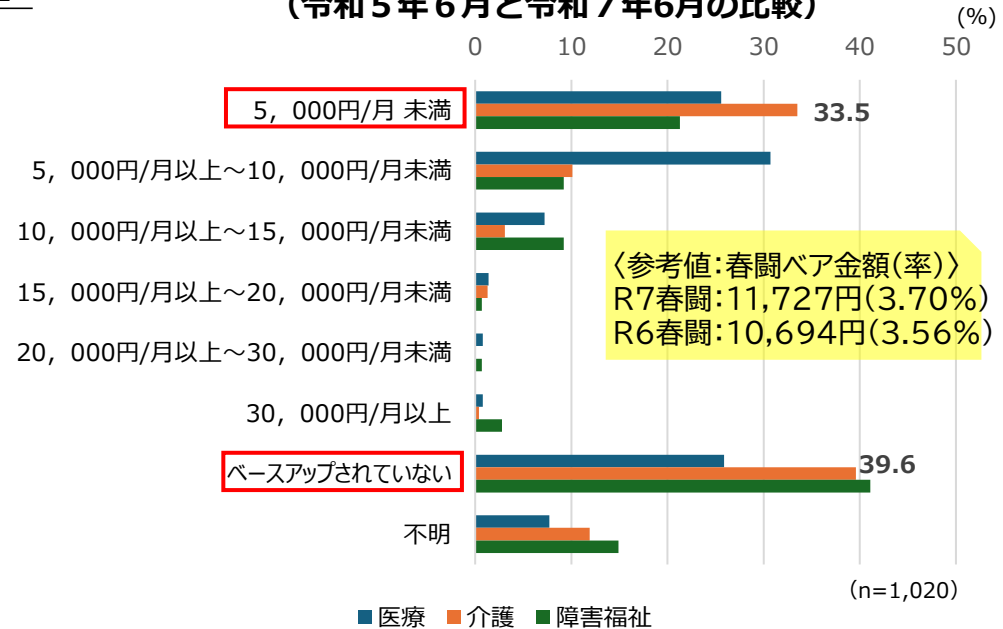
- 3団体の施設代表者に対する調査において、介護施設・事業所では**57%の施設で現金給与総額の引き上げが行われていなかった**。さらに、**ベースアップを実施した施設は11%と限定的**であることが示された。
- 介護領域における、令和6年度改定をまたぐ2か年のベースアップによる昇給について、“**されていない**”と回答した施設が**39.6%**と最も多く、次いで“**5,000円未満**”が**33.5%**であり、**3療法師への当該加算の配分は十分されていない**ことが示された。

3療法師の現金給与総額の引き上げ・ベースアップの実施率※



※回答の対象期間：令和7年3月給与を基準とし、令和6年3月給与と比較

3療法師のベースアップによる昇給額 (令和5年6月と令和7年6月の比較)



<時限的な加算における課題>

- ・ 処遇改善に関する評価が**2年間の時限付き**であるため、ベースアップは実施できたが、この**処遇改善がなくなると給料が下がる**可能性があり不安
- ・ 処遇改善手当は**一時的**なものであり、恒久的な賃上げが期待できない

<物価上昇を上回る賃上げの実感の乏しさ>

- ・ ベースアップ加算だけでは**賃金上昇分の財源には届かない**ため、病院経営がさらに厳しくなり**結果的に賞与が下がる**ことになった
- ・ 支援補助金月2,000円程度では、物価高を考えると生活出費の方が益々多く**賃上げの実感には至らない**

<制度・職種間の格差>

- ・ 法人単位でみた時に、病院職員はベースアップ評価料の対象になったが、法人内の**老健や診療所に従事する職員が対象外**となった
- ・ 当施設では処遇改善加算は介護職のみで、**3療法師や看護職はついていない**

処遇改善に係る要望や意見（自由記述抜粋）